

総行行第 2 4 5 号
令和 6 年 5 月 2 7 日

各都道府県担当部局長 殿
(財政担当課、契約担当課、市区町村担当課扱い)
各指定都市担当部局長 殿
(財政担当課、契約担当課扱い)

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

警備業務の公共調達に関する「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」
を踏まえた対応について (通知)

標記の件について、別添のとおり、警察庁生活安全局生活安全企画課長から当職あてに、地方公共団体における警備業務の公共調達に関する依頼がありました。

地方公共団体の公共調達については、「「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応について (通知)」(令和 6 年 1 月 1 2 日付け総行行第 2 3 号総務省自治行政局行政課長通知) により、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和 5 年 1 1 月 2 9 日内閣官房、公正取引委員会。以下「指針」という。)を踏まえて対応するようお願いしていますが、指針では、コストに占める労務費の割合が高く、さらに価格転嫁できていない業種として、警備業が挙げられているところです。

これを踏まえ、貴職においては、別添の通知を参考に、警備業務に係る発注を担当する部局や商工担当部局と必要な連携を図りながら、指針を踏まえて対応することにより、警備業務の公共調達に係る労務費の適切な価格転嫁を図るようお願いします。

併せて、各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 5 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

総務省自治行政局行政課長 殿

警察庁生活安全局生活安全企画課長

警備業の官公需に関する「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応について（依頼）

平素より警察行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

近年、原材料費、エネルギー費、労務費等が上昇する中、賃上げ原資の確保に向けて、労務費の価格転嫁が重要とされ、令和 5 年 11 月 29 日、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（内閣官房・公正取引委員会）が公表されているところです。

同指針により、コストに占める労務費の割合が高く、さらに価格転嫁できていない業種として、ビルメンテナンス及び警備業が挙げられているところ、一般社団法人全国警備業協会（以下「全国警備業協会」という。）では、警備業者がコスト上昇分を警備料金に反映させることにより従業員の賃上げを実現できるよう、「警備業における適切な価格転嫁の実現に向けて」（リーフレット）を作成したところです。

警察庁では、事業者のみならず、地方公共団体の警備業務の発注についても同指針を踏まえた対応が必要であると認識し、各都道府県警察に対して同指針の周知を図っているところです。

つきましては、総務省におかれましても、各都道府県及び各都道府県の区域内の市町村に対し、同指針の周知を図っていただきますようお願いいたします。

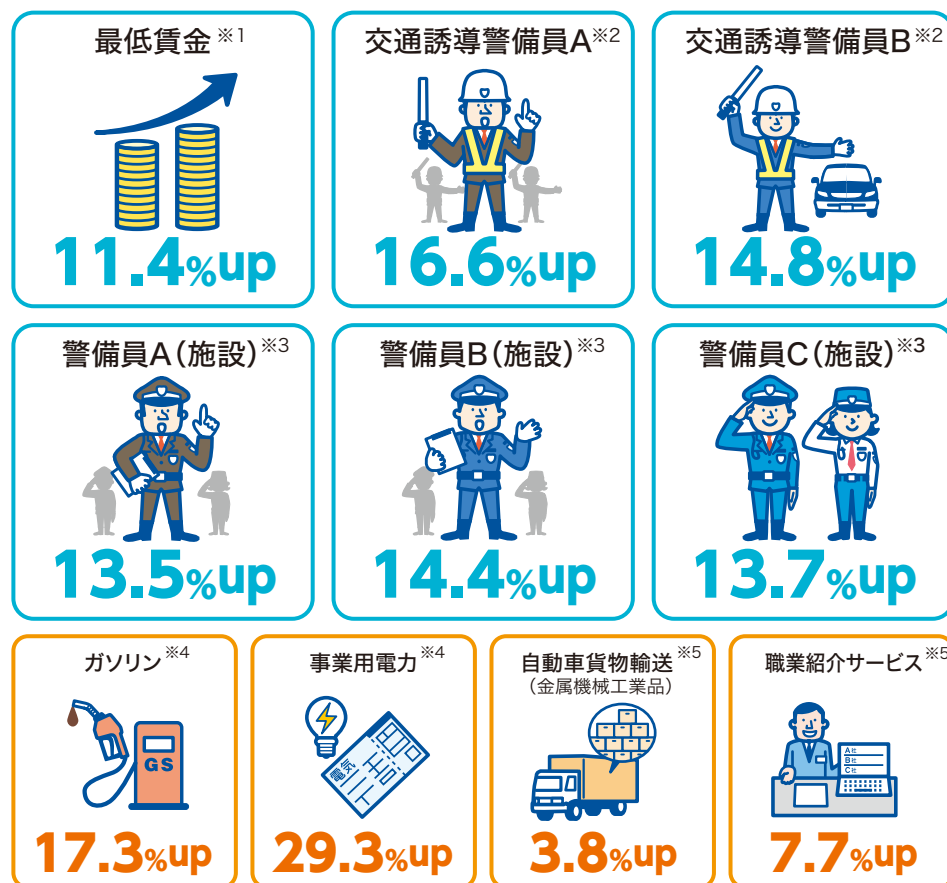
【本件担当】

警察庁生活安全局生活安全企画課

警備業係 小池

電話番号 03-3581-0141（3057）

公表資料に基づくコスト上昇率一覧



※1 最低賃金(全国加重平均額)の2019年10月と2023年10月の比較

※2 2019年3月から適用されている公共工事設計労務単価(全国平均。ただし、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している岩手県・宮城県・福島県は除く。)と2023年3月から適用されている公共工事設計労務単価(全国平均)との比較

※3 2019年度建築保全業務労務単価(全地区平均)と2023年4月から適用する建築保全業務労務単価(全地区平均)との比較

※4 日銀統計資料企業物価指数の2019年年間平均と2023年年間平均の比較

※5 日銀統計資料企業向けサービス価格指数の2019年年間平均と2023年年間平均の比較

(参考)警備業に関連するコスト一覧

警備業種	主なコスト
施設・空港保安・雑踏・交通誘導・身辺	労務費、装備関連費
機械	労務費、車両関連費、装備関連費、機器関連費
貴重品運搬	労務費、車両関連費、装備関連費、入金機関連費、消耗品費 ※物流の2024年問題の影響により労務費の上昇が顕著となる見込み
核燃料運搬	労務費、車両関連費、装備関連費

資料集

<https://www.ajssa.or.jp/wp/wp-content/themes/ajssa/pdf/health/promotion/tekiseitorihiki-shiryousyu.pdf>

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/nov/231129_roumuhitenka.html



発注者の皆様へ

政府は、物価上昇に負けない賃上げを行うことを目指し、令和5年11月29日「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(内閣官房・公正取引委員会)を公表しました。これを踏まえ、各警備業者が発注者の皆様に価格改定を申し入れた場合には、以下の内容をご考慮いただき、適正な価格での警備業務の実施につき、ご理解・ご協力をお願い致します。

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」ポイント

- 労務費も原材料価格やエネルギーコストと同じく適切に価格に反映させるべきコストである
- 発注者は、労務費の上昇を理由とした取引価格の引上げを求められた場合も協議のテーブルにつく必要がある

上記指針は、発注者の皆様に以下の行動を求めています。

※警備業者が発注者になる場合も含まれます。

- ①経営トップが価格転嫁の方針を決定し、
社内の交渉担当者や受注者にその方針を示すなどの経営トップの関与
- ②発注者からの定期的な協議の実施
- ③説明・資料を求める場合は公表資料とすること
- ④サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと
- ⑤要請があれば協議のテーブルにつくこと
- ⑥必要に応じて、発注者から受注者に価格転嫁に係る考え方を提案すること

【発注者・受注者の双方が求められる行動】

- ①定期的にコミュニケーションをとること
- ②価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること

フォローアップ調査

当協会は、警備業者を対象に価格転嫁の状況や賃上げの達成度などについて調査を実施し、調査結果を関係機関に共有するとともに、発注者の皆様より頂戴する警備料金が着実に賃上げに結び付いているかを検証する予定です。

政府における賃上げに係る対策



出典：政府広報オンライン「新しい資本主義の実現に向けて」
<https://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/newcapitalism/>

警備業における 適切な価格転嫁 の実現に向けて



一般社団法人 全国警備業協会

協力：警察庁

警備業者の皆様へ

政府は、物価上昇に負けない賃上げを行うことを目指し、令和5年11月29日「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(内閣官房・公正取引委員会)を公表しました。これを踏まえ、当協会では、警備業者の皆様が各社で**コスト上昇分を警備料金に反映することにより従業員の賃上げを実現**できるよう、本リーフレットを作成いたしました。

発注者との交渉の際には、『警備業における適正取引の推進』リーフレットとともに、是非ご活用ください。

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」ポイント

労務費も原材料価格やエネルギーコストと同じく適切に価格に反映させるべきコストである

受注者側にも、労務費の上昇分は自社で吸収すべき問題であるとの考え方があるが、物価に負けない賃上げを行うためには積極的に価格転嫁の交渉をしていくべきである

発注者との価格交渉の際、取り組んでいただきたいこと

- ①積極的に情報収集した上で交渉に臨みましょう
- ②コスト上昇の根拠資料として、公表資料を用いましょう
巻込み面の「公表資料に基づくコスト上昇率一覧」参照
- ③価格交渉を申し出やすいタイミングを逃さないようにしましょう
- ④発注者からの価格提示を待たず、自ら価格を提示しましょう

発注者・受注者の双方に取り組んでいただきたいこと

- ①定期的にコミュニケーションをとりましょう
- ②価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管しましょう

発注者から以下のような対応をされていませんか？
その発注者の対応は**独禁法**または**下請法違反**となるおそれがあります。

公正取引委員会への通報にご協力を！

1 取引開始以降、コストは上昇しているが、長期間一度も価格改定がなされていない。



2 取引開始以降、毎年のように値下げ要請あり。



3 価格交渉の場で、コスト上昇分の価格への反映について、明示的な協議なく価格据え置きとなった。



4 コスト上昇により、価格引き上げを求めたが、文書による価格転嫁しない理由の回答なく、価格が据え置きとなった。



5 コスト上昇に関する公表資料を提出して価格引き上げの協議を求めたが、公表資料以上に詳細な根拠資料を求められ、これに応じなかったところ協議を拒否された。



6 直接の再委託先からコスト上昇分の転嫁を求められたため、発注者取引価格の引き上げを求めたが、明示的な協議なく価格据え置きとなった。



7 燃料費上昇分の価格転嫁は認められたが、労務費の上昇は外部要因ではないと判断され、価格引き上げの理由として認めてもらえなかった。



8 発注者が、発注者指定の算定式やフォーマット以外のコストの算定方法を受け入れず、その結果、通常の価格より著しく低い単価となった。



このようなことがあれば…

公正取引委員会・中小企業庁「**違反行為情報提供フォーム**」へ

情報提供をお願い致します。 <https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/jigyokankyo/20220126>

労務費の転嫁に関しては、公正取引委員会「**労務費の転嫁に関する情報提供フォーム**」へ

情報提供をお願い致します。 <https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/romuhitenka.html>

